学童クラブ事業の利用料金について

1 利用料金について

利用される曜日や時間(利用区分)に応じて利用料金表の「基本額:1人目」の料金を、 8月に利用される場合は、利用区分に関わらず、長期休業中の「基本額:1人目」の料金をお 支払いいただきます。

なお、配慮が必要な世帯への減免(下表の減免①~④の適用)や多子世帯(同時利用のきょうだい児)に対する減免(下表の2人目、3人目の料金の適用)がありますので、希望されるご家庭は、下記「2」を確認いただき、利用を希望される児童館・学童保育所へ減免の申請を行ってください。

【利用料金表】

利用区分		田区公	平日のみ		平日+土曜		長期休業中
		用区分	午後5時まで	午後6時30分まで	午後5時まで	午後6時30分まで	(8月のみ) (一律)
		1 人 目	9,000円	11,000円	11,000円	12,000円	13,000円
基本	₩額	2 人 目	4,500円	5,500円	5,500円	6,000円	6,500円
		3人目以降	0円	0円	0円	0円	0円
減免(減免後の額)	1	全 員	0円	0 円	0円	0円	0円
	2	1 人 目	1,600円	1,700円	1,600円	1,700円	1,700円
		2 人 目	800円	900円	800円	900円	900円
		3人目以降	0円	0円	0円	0円	0円
	3	1 人 目	3,000円	3,200円	3,000円	3,200円	3,200円
		2 人 目	1,500円	1,600円	1,500円	1,600円	1,600円
		3人目以降	0円	0円	0円	0円	0円
	4	1 人 目	5,000円	6,000円	6,000円	6,500円	7,000円
		2 人 目	2,500円	3,000円	3,000円	3,300円	3,500円
		3人目以降	0円	0円	0円	0円	0円

- ※ 利用料金のほか、おやつ代や教材費の実費負担が必要となります。
- ※ 京都市外居住者の方が利用される場合は、上記利用料金に加え、追加で費用負担をいただく場合がございますので、施設にお問い合わせください。

2 利用料金の減免について

下記のとおり、4種類の減免を設けています。減免を行うためには、申請を

行っていただくとともに、挙証資料を提出していただく必要があります。 減免の条件及び挙証資料は、裏面の表をご確認ください。

なお、減免は、年途中で減免の更新を行っていただく必要があり、 減免申請や更新を行われなかった場合には、「基本額:1人目」料金の 適用となりますので、ご注意ください。

申請書は、利用される児童館・学童保育所から受け取っていただくか、京都市の登録申請に関するサイトからダウンロードしてください。



<配慮が必要な世帯に対する減免>

裏面の表に記載する条件に該当する場合は、「学童クラブ事業利用に係る利用料金減免申請書」に必要事項を記入いただくとともに、申請書の減免①~④のいずれかを選択いただき、挙証資料(写しで可)を添えて、利用される児童館・学童保育所へご提出ください。

<多子世帯に対する減免>

京都市が委託する学童クラブ事業(児童館、学童保育所、放課後ほっと広場)を同時に利用するきょうだい児については、オンライン申請時の必要事項への入力又は減免申請書の提出 (施設により取扱いが異なります)により、2人目が「半額」、3人目以降が「無料」となりま す。挙証資料は不要です(最年少児童を1人目に位置付け、2人目以降を減免いたします)。

<家計急変に対する減免>

失業や傷病、災害等の理由により、家計が急変した世帯については、急変後の収入に応じた 減免を行います。

減免申請を行う場合は、「学童クラブ事業利用に係る利用料金一時減免(家計急変)申請書」 に必要事項を記入いただくとともに、同申請書に記載する挙証資料を添えて、利用される児童 館・学童保育所へご提出ください。

※ 利用料金体系の見直しに伴う2年間の経過措置減免については、令和5年度末をもって終 了いたします。

【減免の条件表】

	条件	挙証資料 (資料は全て写しで可)	更新手続 開始月
	・ 生活保護法による保護を受けている世帯	· 生活保護受給証明書	変更が あった月
減免 ①	・ 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び 永住帰国後の自立の支援に関する法律によ る支援給付受給世帯	· 中国残留邦人支援給付受給証明書	変更が あった月
	・ 市府民税非課税世帯 (減免区分②) に該当 し、ひとり親家庭又は世帯に障害のある方が いる世帯	・ 市府民税課税証明書(※1) ・ ひとり親世帯又は世帯内に障害のあ る方がいることがわかる書類(※2)	6月
減免	・ 市府民税を課されている者の属していない世帯	· 市府民税課税証明書(※1)	6月
2	・ 市府民税均等割のみ課税世帯	· 市府民税課税証明書(※1)	6月
減免 ③	・ 市府民税のみを課されている世帯	・ 市府民税課税証明書(※1)・ 源泉徴収票又は確定申告書の写し	6月
減免	・ 就学援助を受けている世帯	· 就学援助受給証明	8月
4	ひとり親家庭等医療費支給制度受給世帯	ひとり親家庭等医療費受給者証	8月

※1「合計所得金額」と「年税額」が記載された最新の年度の全項目証明を提出してください。

なお、前年に所得がない等で課税資料を提出されていない場合、年税額等の欄が空白となってしまうため、市税事務所市民税担当に市・府民税の申告書を提出のうえ、課税証明書の請求をしてください。

※2 確認が必要な挙証資料(減免①関係)

【ひとり親世帯】

- ・ 児童扶養手当受給通知又はひとり親家庭等医療費受給者証
- ・ 離婚調停中等のやむを得ない理由により挙証資料を提出できない場合は、その状況を施設へお申し出ください。 【障害のある方がいる世帯】

身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、障害年金を受給していることが分かる資料、特別 児童扶養手当受給通知

3 その他

登録された当月から申請された利用区分の料金を徴収します。月の途中で退会された場合は、 その月の利用料金をお返しすることができませんので、ご留意ください。

また、利用区分は、利用申請時に申し出ていただくことになりますが、年度途中で変更される場合は、前月までに利用される児童館・学童保育所へお申し出ください。

なお、事前に月の全期間学童クラブ事業を利用しないことを申し出ていただいた場合は、その月の利用料金は徴収いたしません。